

(1) 類型化された一般取扱所の基準

項目		区分	一般取扱所	塗装・印刷・塗布		洗浄		焼入れ・放電加工	
				耐火区画	耐火区画	屋内空地	耐火区画	屋内空地	
条文	政令		19条①	19条② 1号	19条② 1号の2		19条② 2号		
	規則		28条の54① 1号	28条の54① 1号の2		28条の54① 2号			
			28条の55②	28条の55の2②	28条の55の2③	28条の56②	28条の56③		
危険物		制限なし	2類・4類(特引除く)	4類(引火点 $\geq 40^{\circ}\text{C}$)		4類(引火点 $\geq 70^{\circ}\text{C}$)			
倍数		制限なし	30未満	30未満	10未満	30未満	10未満		
位置	保安距離	必要	適用除外	適用除外		適用除外			
	保有空地	3m or 5m	適用除外	適用除外	屋内空地 3m	適用除外	屋内空地3m		
	施設を設ける建築物の構造				壁、柱、床、はり、屋根が不燃材料の平屋建に設置(天井は不可)		壁、柱、床、はり、屋根が不燃材料の平屋建に設置(天井は不可)		
建築物構造	地階	不可	不可	不可	可	不可	可		
	壁	不燃	耐火構造(70mm以上RC又は同等以上の強度)	耐火構造(70mm以上RC又は同等以上の強度)	3m未満=耐火(自閉式特防のみ可)	耐火構造(70mm以上RC又は同等以上の強度)	3m未満=耐火		
	柱								
	床								
	はり								
	屋根	軽量不燃				不燃(上階なし)可			
	上階床					耐火			
	窓	延焼範囲禁止	禁止	禁止		禁止			
	出入口	防火設備	特定防火設備	特定防火設備		特定防火設備			
	延焼の恐れのある外壁	耐火(自閉式特防)	自閉式特定防火設備	自閉式特定防火設備		自閉式特定防火設備			
他用途区分									
設備	漏洩拡散防止	床の不浸透構造、傾斜・貯留設備	床の不浸透構造、傾斜・貯留設備	床の不浸透構造、傾斜・貯留設備	床の不浸透構造、傾斜・貯留設備、周囲に排水溝	床の不浸透構造、傾斜・貯留設備	床の不浸透構造、傾斜・貯留設備、周囲に排水溝		
	照明・換気等	要	要	要		要			
	排出設備	可燃性蒸気等滞留の恐れ = 要	可燃性蒸気等滞留の恐れ = 要	可燃性蒸気等滞留の恐れ = 要		可燃性蒸気等滞留の恐れ = 要			
	防火ダンパー		要	要		要			
	避雷設備	10倍以上	10倍以上	10倍以上	不要	10倍以上	不要		
	設備固定				要		要		
	静電気除去	要	要	要		要			
	20号防油堤	屋外貯蔵タンクのみ設置		容量50%以上、(2以上のタンクの場合、最大タンクの50%+他タンク合計の10%以上)					
	安全装置			加熱防止装置	加熱防止、可燃性蒸気拡散防止	温度警報装置			
	その他								